

子どもの学びに関すること

一人親家庭学習支援事業

一人親家庭の児童(小学4年生～中学3年生)を対象に、学習支援ボランティアを学習支援室または自宅に派遣し、無償で学習支援を行います。令和5年度の募集案内は広報津4月16日号に掲載します。

就学援助

義務教育の費用の負担で困っている家庭を対象に、就学に必要な学用品費などの援助を行います。



問い合わせ 教委学校教育課 ☎229-3245

医療に関すること

一人親家庭等医療費助成

次のいずれかに該当する一人親家庭等の親や児童が健康保険証を使って医療を受けた時の自己負担相当額を助成します。



- 18歳になる日以後の最初の3月31日まで(18歳の年度末まで)の児童を養育している母子・父子

家庭の父母および児童

- 父母のいない18歳の年度末までの児童
- 父母のいない18歳の年度末までの児童を監護している者で配偶者のいない者
- 配偶者に重度の障がいがある父母および児童
- 配偶者からの暴力(DV)被害で避難している父母および児童 など

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3158

情報・相談

一人親家庭支援情報メールマガジン

毎月1日(予定)に、制度の案内やセミナーの受講生募集の案内など、一人親家庭の皆さんに役立つ支援情報をメールで配信します。ぜひご登録ください。



一人親家庭のしおり

一人親家庭の皆さんが利用できる制度や役立つ情報を掲載しています。

配布場所 こども支援課、各総合支所市民福祉課(福祉課)



津市母子父子寡婦福祉会

母子・父子家庭等の相互扶助と自立支援などの福祉向上を推進する組織です。市内に10の支部があり、会員相互の交流・親睦を目的とする事業や悩み相談、日常生活支援などを行っています。



問い合わせ 津市母子父子寡婦福祉会(津市ふれあい会館内、☎223-2085、※月曜日、祝・休日、年末年始を除く)または、同福祉会専用電話(☎273-6011、毎週土曜日13時～16時、※祝・休日、年末年始を除く)

中学卒業までの児童を
養育している人へ

児童手当の手続きをお忘れなく！

児童手当は家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健やかな成長に資するため、中学卒業までの児童を養育している人に手当を支給する制度です。

下記の場合は、事由発生日から15日以内に手続きが必要です。手続きが遅れると、手当の返還や支給できない月が生じる場合がありますのでご注意ください。手続きが必要かどうか不明な場合はお問い合わせください。

- 受給者が津市へ転入したとき、津市外へ転出するとき
- 受給者が公務員になったとき、公務員を退職したとき(公務員は勤務先で児童手当の手続きが必要です)
- 新たに児童が生まれたとき
- 婚姻等により生計の中心者が変わったとき など



津市から児童手当を受給中の人で、中学卒業に伴い4月から中学生までの児童がいなくなる家庭には、4月7日(金)に3月分までの手当を支給します。津市への手続きは必要ありません。